

第5次小値賀町障がい者計画

(令和3年度～令和8年度)

第6期小値賀町障がい福祉計画

第2期小値賀町障がい児福祉計画

(令和3年度～令和5年度)

(案)

*パブリックコメント用



令和3年2月

長崎県小値賀町

目 次

～小値賀町障がい者計画～

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の背景と目的	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	3
4. 計画の策定及び推進体制	3
第2章 現行計画の進捗状況	4
1. 障がい者を取り巻く現状と課題	4
2. 第4次障害者計画の評価	12
3. 第5期障害福祉計画の評価	14
第3章 基本理念	20
第4章 重点施策	21
第5章 実施施策	22

～小値賀町障がい福祉計画～

第6章 障害福祉サービス等の目標	24
1. 重点項目の目標	24
2. 障害福祉サービスの見込量	26
3. 地域生活支援事業の見込量	32
4. 児童福祉法に基づくサービスの見込量	37

～参考資料～

1. 小値賀町障害者自立支援協議会設置要綱	39
2. 小値賀町障害者自立支援協議会委員名簿	41

■「障害」と「障がい」の表記について

本計画では、原則として「障がい」と表記しています。但し、法律や制度、固有名詞等はそれらにあわせた表記としています。

～～小値賀町障がい者計画編～～

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と目的

障がい福祉施策は、昭和45年に制定された「心身障害者対策基本法」により大きく前進し、その後、昭和56年の「完全参加と平等」をテーマとした「国際障害者年」、昭和58年～平成4年までの「国連・障害者の十年」や「アジア太平洋障害者の十年」などを経て、障がい福祉施策に対する充実が世界的な流れとなりました。

近年、国における障がい福祉施策は、「障害者の権利に関する条約」の推進に向け、平成21年12月に、政府が障がい者制度改革推進本部を設置したことを皮切りに進められてきました。それ以降、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざし、「障害基本法」や「障害者総合支援法」等の法律が整備されました。特に、「障害者自立支援法」を改正し、平成25年4月に施行された「障害者総合支援法」では、制度の谷間を埋めるべく、障がい者の範囲に難病等を加えるなど、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実をはじめとする障がいのある人の日常生活及び、社会生活を総合的に支援する新たな障がい保健福祉施策が定められました。平成30年4月には、「障害者総合支援法」が児童福祉法等と共に改正され、障がいのある方が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や、高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を推進するための見直しが図られました。また、障がい児のニーズの多様化に対してきめ細やかに対応するためのサービスの新設等が行われました。本町では、「障害者権利条約」を実現するための近年の障がい者に係る制度改革や、障がいのある人を取り巻く環境の変化を踏まえ、すでに策定している「第4次小値賀町障がい者計画」（平成27年度～令和2年度）、「第5期小値賀町障がい福祉計画」（平成30年度～令和2年度）「第1期小値賀町障がい児福祉計画」（平成30年度～令和2年度）を一体的に策定し、障がい者施策を総合的、計画的に推進してきましたが、今年度で計画期間が満了となることから新たに「第5次小値賀町障がい者計画」（令和3年度～令和8年度）「第6期小値賀町障がい福祉計画」（令和3年度～令和5年度）「第2期小値賀町障がい児福祉計画」（令和3年度～令和5年度）を策定するものです。

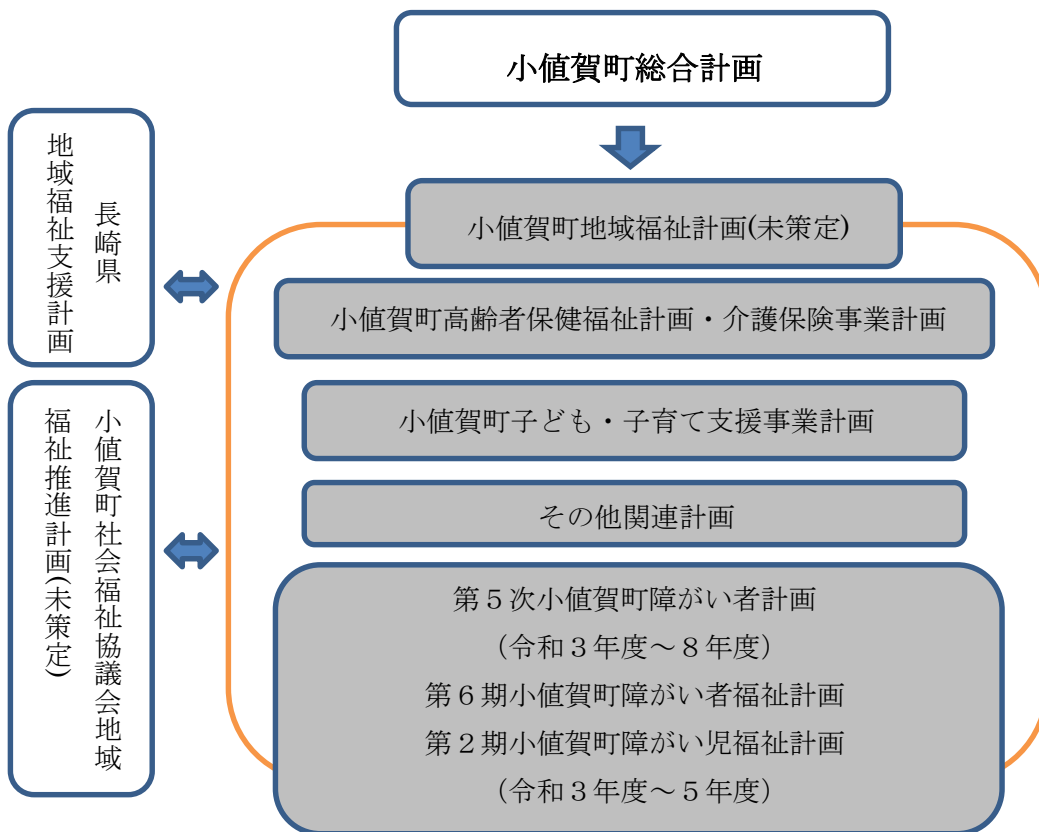
2. 計画の位置づけ

(1) 法令等の根拠、両計画の関係

本計画は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項で定める「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に定める「市町村障害児福祉計画」として一体的に作成するものであり、障害福祉サービスと障害児支援サービスの数値目標を中心に、その確保のための方策などを設定します。

(2) 総合計画・その他の計画との関係

本計画は、上位計画である「小値賀町総合計画」との整合性を図り、個別計画である「小値賀町老人福祉計画・介護保険事業計画」「小値賀町子ども・子育て支援事業計画」、その他の関連計画等とも関連して策定されるものです。



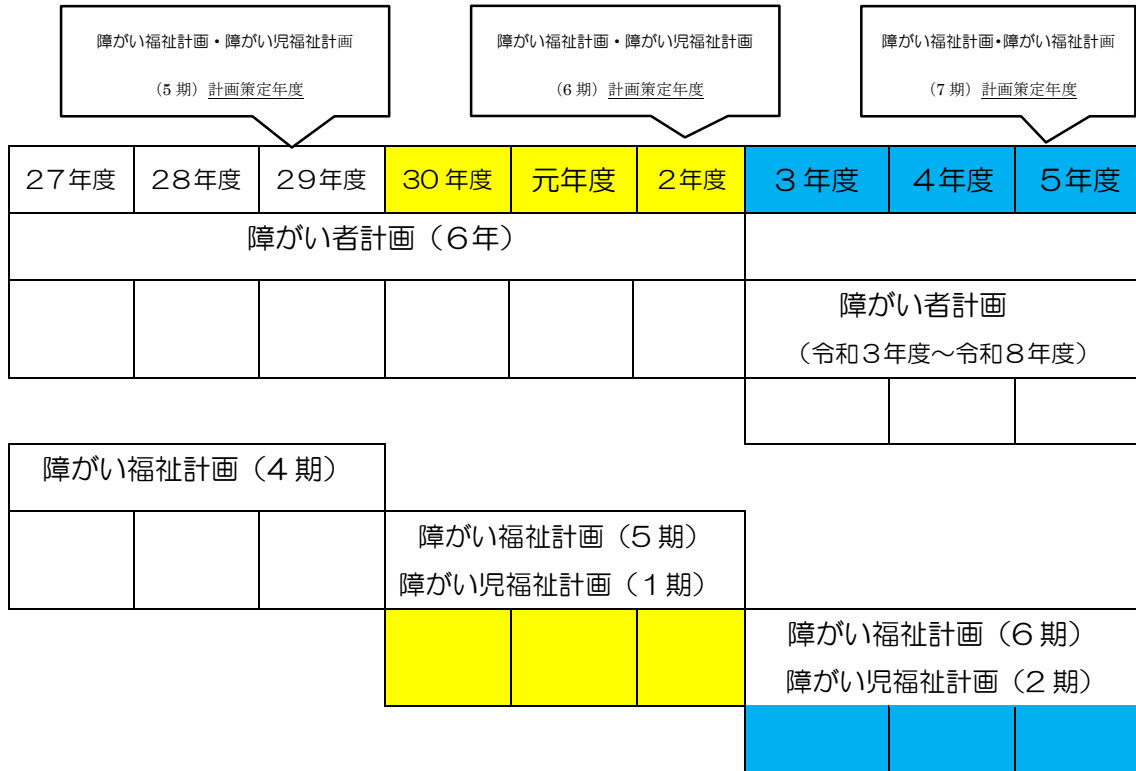
第6期小値賀町障がい福祉計画 障害総合支援法第88条に基づく計画

第2期小値賀町障がい児福祉計画 児童福祉法第33条の基づく計画

【策定する事項】

- サービスの種類ごとの必要量の見込みと確保のための方策
- 相談支援の種類ごとの必要量の見込みと確保のための方策
- 地域生活支援の種類ごとの実施に関する事項

3. 計画の期間



4. 計画の策定及び推進体制

(1) 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、現状の把握と課題の抽出に向け、障害者の実態と今後の日常生活や障害者福祉サービスに対する利用意向などを把握するための「福祉に関するアンケート調査」を実施しました。また、計画の策定段階では、有識者や住民代表および当事者等から構成される「小値賀町地域自立支援協議会」において、様々な方面から協議検討を行いました。

(2) 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、長崎県や国、及び小値賀町社会福祉協議会との連携のもと、町民、ボランティア、民生委員・児童委員、サービス提供事業者、医療関係者等とのネットワークの形成を図り、障害者が尊厳を保ちながら、身近な地域で生き生きと日常生活や社会活動ができるように支援体制を図り、計画を推進します。

第2章 現行計画の進捗状況

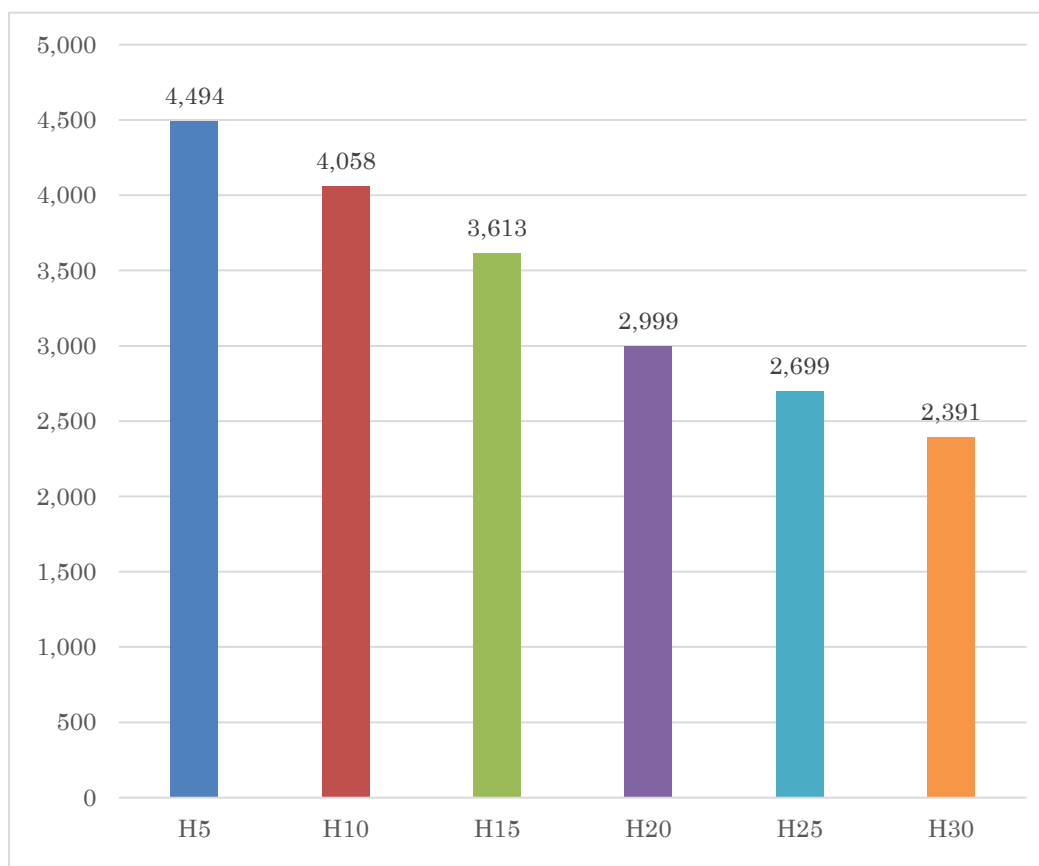
1. 障がい者を取り巻く現状と課題

(1) 人口の推移

■総人口（人）

各年度末

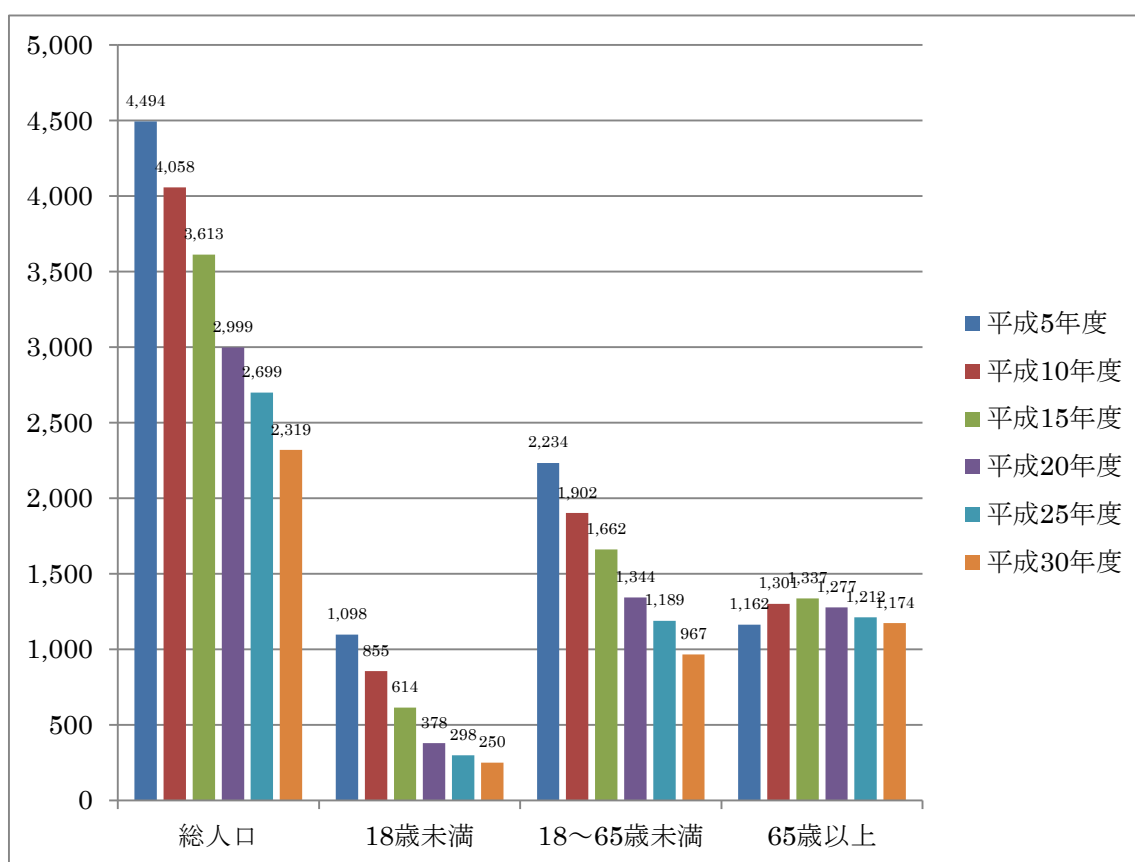
年度	平成5年度	平成10年度	平成15年度	平成20年度	平成25年度	平成30年度
人口	4,494	4,058	3,613	2,999	2,699	2,391



本町の人口は、平成5年度から平成20年度末までは、毎年85人から100人が減少し、平成20年度に3,000人を割っております。平成30年度末の人口は2,391人で平成20年度からは、毎年約60人が減少し、緩やかな減少傾向となっております。

■人口の年次推移

区分	平成5年度	平成10年度	平成15年度	平成20年度	平成25年度	平成30年度
総人口	4,494	4,058	3,613	2,999	2,699	2,391
18歳未満	1,098	855	614	378	298	250
18～65歳未満	2,234	1,902	1,662	1,344	1,189	967
65歳以上	1,162	1,301	1,337	1,277	1,212	1,174
世帯数	1,468	1,433	1,424	1,343	1,305	1,242
高齢化率	25.8%	32.1%	37.0%	42.6%	44.9%	49.1%



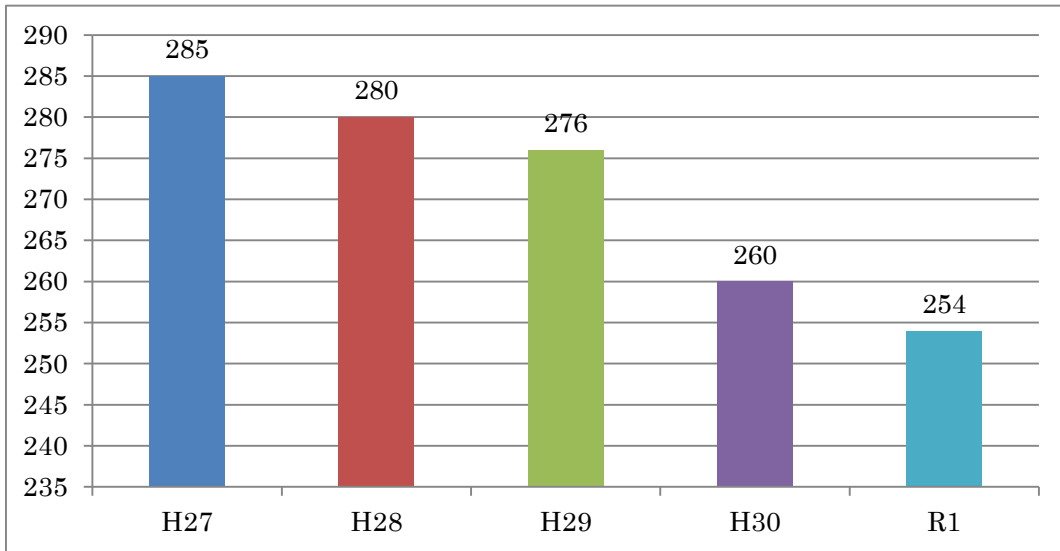
総人口、18歳未満、18歳以上65歳未満については、減少を続けていますが、平成20年度末から平成25年度末までの5年間では、以前と比べて減少数が少なくなっています。65歳以上の人口では平成15年度ぐらいを境に減少傾向にあります。

(2) 手帳所有者数等の推移

■ 身体障害者手帳所持者数の推移（人）

各年度末

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
身体障害者	285	280	276	260	254



身体障害者手帳保持者の数は、年々減少傾向にあり、令和元年度末は 254 人となっています。

■ 身体障害者手帳所持者数（障害部位別、級別、年齢別）

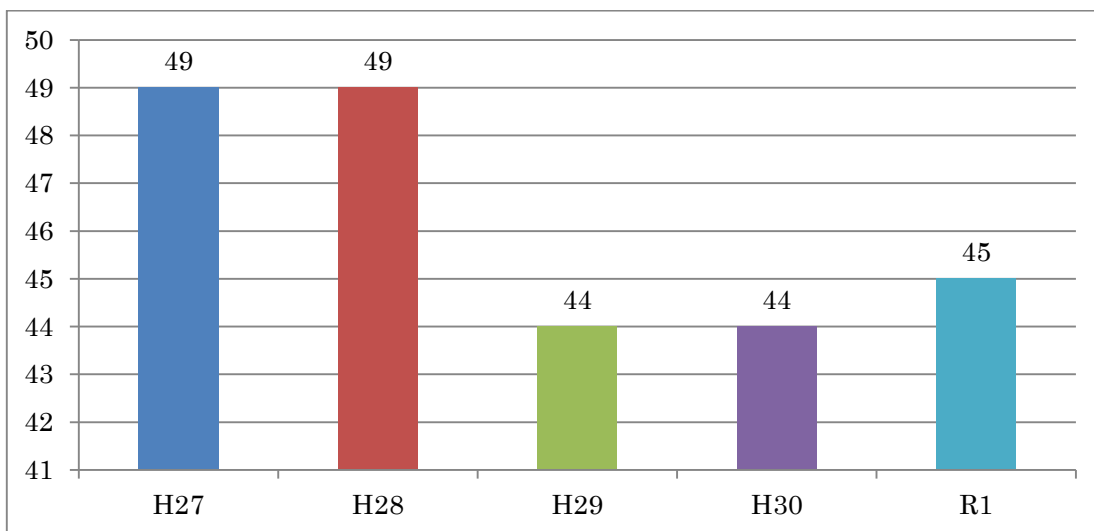
障害部位別／級別	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合計
視覚	13	7	4	2	1	2	29
聴覚・平衡機能	2	5	2	0	0	14	23
音声・言語・咀嚼機能	0	0	0	1	0	0	1
肢体不自由	24	26	29	54	18	7	158
内部機能	25	0	7	11	0	0	43
合計	64	38	42	68	19	23	254

障害部位別／年齢別	6 歳未満	6~18 歳未満	18~65 歳未満	65~70 歳未満	70 歳以上	合計
視覚	0	0	3	2	24	29
聴覚・平衡機能	0	0	3	0	20	23
音声・言語・咀嚼機能	0	0	0	0	1	1
肢体不自由	0	1	20	16	121	158
内部機能	0	0	6	2	35	43
合計	0	1	32	20	201	254

■療育手帳所持者数

①【年度別】

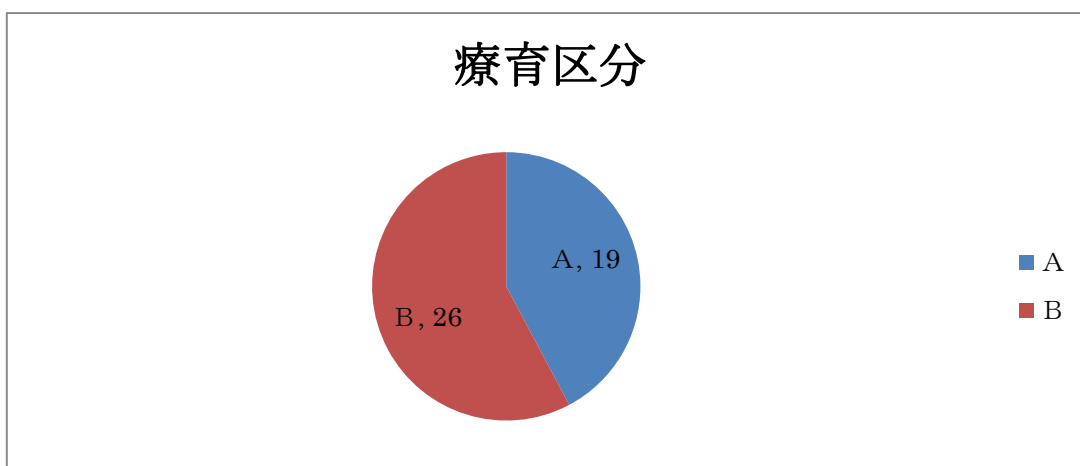
年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
療育手帳	49	49	44	44	45



療育手帳保持者の数は 45 人程度で推移しています。

②【令和元年度末年齢別】

療育区分／年齢	18 歳未満	18 歳以上	合計
A	0	19	19
B	0	26	26
合計	0	45	45

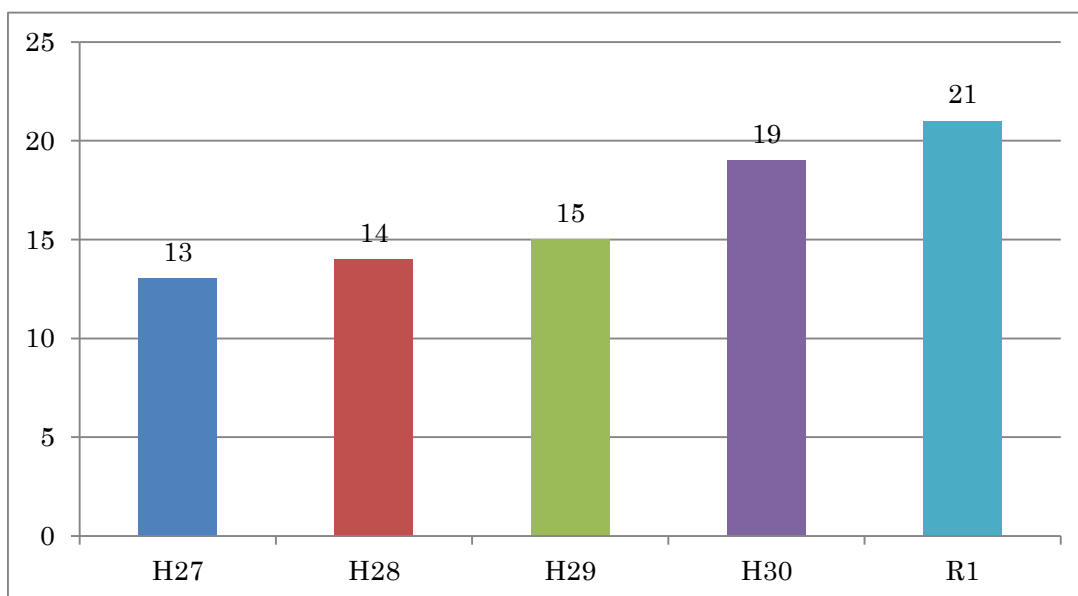


療育手帳の保持者は、全て 18 歳以上となっています。

■精神障害者保健福祉手帳

①【年度別】

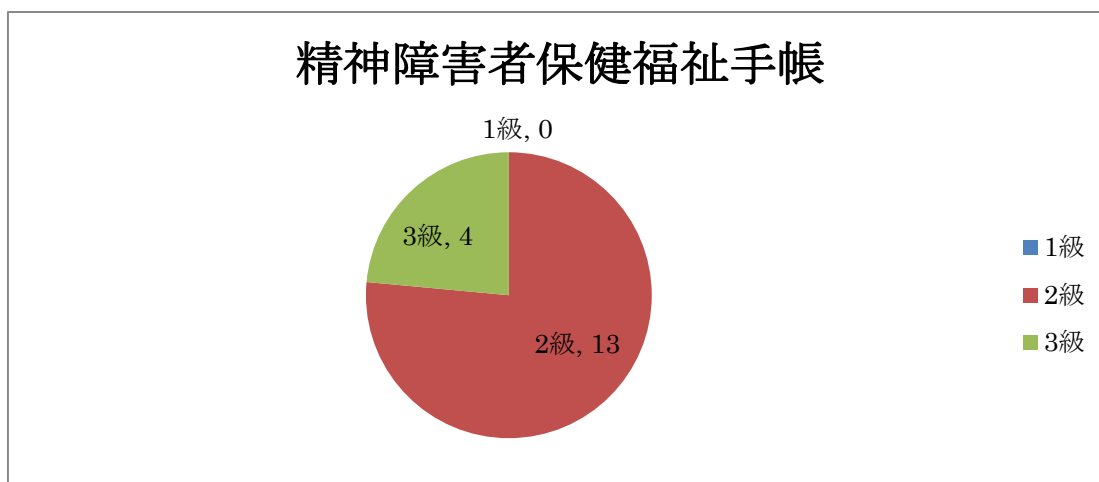
年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
精神障害者 保健福祉手 帳	13	14	15	19	21



精神障害者保健福祉手帳保持者の数は、微増の傾向にあります。

②【等級別】

等級	1 級	2 級	3 級	合計
精神障害者 保健福祉手帳	0	13	4	17

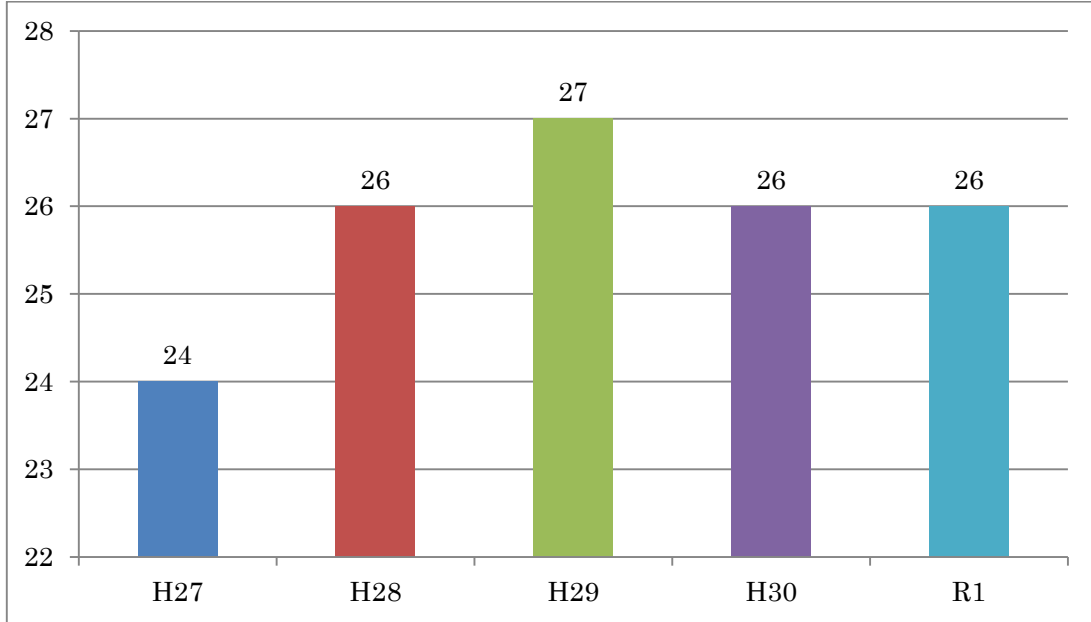


等級では、1 級が 0 人、2 級が 13 人、3 級が 4 人となっています。

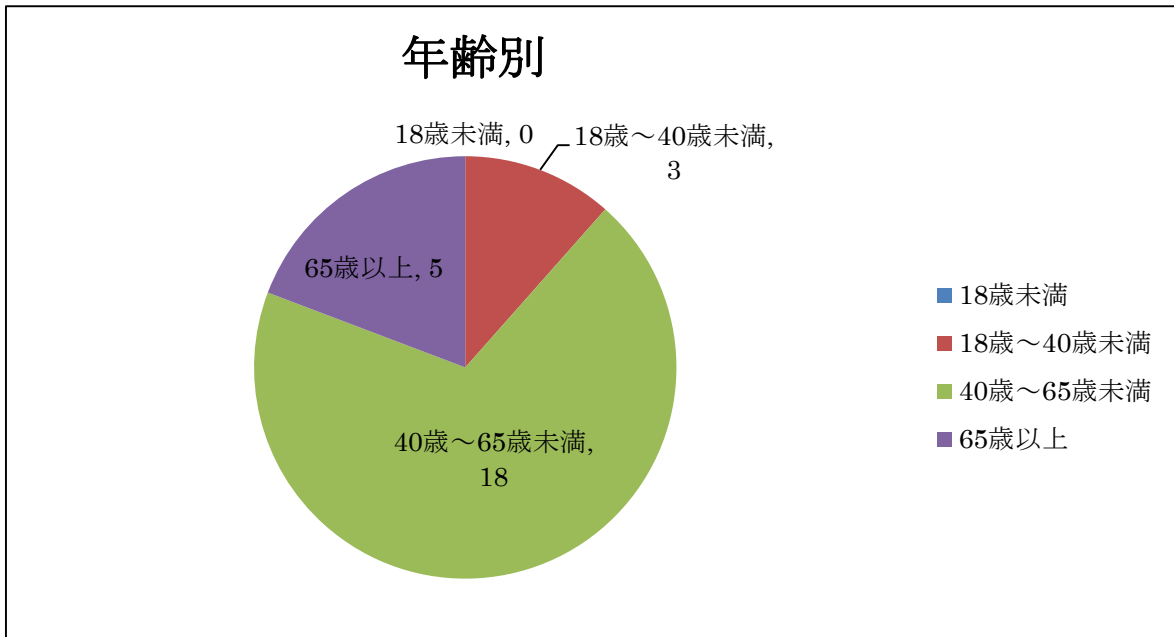
■自立支援医療（精神通院）

①【年度別】

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
自立支援医療	24	26	27	26	26



年齢別	18 歳未満	18 歳～40 歳未満	40 歳～65 歳未満	65 歳以上	合計
	0	3	18	5	26



(3) アンケート調査結果からみる障がい者のニーズ

1) アンケート調査結果

①住まいや暮らしについて

住まいや暮らしについてをみると、「家族と暮らしている」方が64.1%を占めていますが、多くの場合は高齢配偶者との2人暮らしです。また、「1人で暮らしている」方も24.5%で約4人に1人が障がいを抱えて1人暮らしをしていることとなります。

②日中活動や就労について

日中活動については、「毎日外出する」が39.8%、「1週間に数回外出する」が28.4%となっています。しかし、「めったに外出しない」が20.6%、「外出しない」が9.8%となっており、両方で30.4%となり引きこもりの傾向がみられます。また、外出する際は1人での外出が56.7%を占めています。

外出の目的としては、「医療機関への受診」が24.5%、「買い物に行く」が26.8%、「散歩に行く」が18.1%の順になっています。また、グループ活動に参加している方が2.7%となっています。

外出する際に困ることとしては、「公共交通機関が少ない」が17.4%「車やバスの乗り降りが困難」が14.1%、「困ったときにどうすればいいか心配」が12.0%、「道路等に階段や段差が多い」が10.9%、となっています。

日中の過ごし方としては、「自宅で過ごしている」が49.0%でほぼ半数となっており、就労している方は15.7%にとどまっています。また、就労している方の勤務形態としては、半数の方が自営業となっています。

18歳から64歳までの方で就労を望んでいる方は30.4%となっています。

③障害福祉サービス等の利用について

障がい者が福祉サービスを受ける場合は、障害者支援区分認定を受ける必要がありますが、19.6%の方が受けています。

障害福祉サービスの利用では、「相談支援」が16.7%、「生活介護」が13.7%、「施設入所支援」が11.8%となっていますが、全て町外者となっています。18歳未満の児童については、対象者やサービス自体が少ないこともあり少数となっています。

④権利擁護について

障がいを持っていることで差別を感じたことがある方が10.8%となっています。また、嫌な思いをした場所としては、「学校・仕事場」35.0%が1番多く、外出先や住んでいる地域などで差別を感じていることがわかります。

成年後見制度について、周知が足りないことや、台風等の災害の折の1人での避難に不安を感じている方が56.9%となっています。

2) 障がい者のニーズ

①住まいや暮らしについて

地域で生活するための支援として、障がいを持っている方が望んでいることは、「経済的な負担の軽減」が26.2%、「在宅で医療ケアなどが適切に得られること」が20.2%と「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が16.2%と高くなっています。

②日中活動や就労について

外出する際に困っていることが、「公共交通機関が少ない」が10.4%、「車やバスの乗り降りが困難」が14.1%、「道路等に階段や段差が多い」が10.9%と多くなっていることから、福祉タクシー運行やバリアフリー化等を望んでいることが伺えます。

就労支援としては、「職場の障がい者理解」等の地域の方々への周知が足りていないため、差別等を感じることもあり、講演会等開催による地域の方の障がいに対する認識や障がい者に対する理解を望んでいます。

③障害福祉サービス等の利用について

障害福祉サービスの中でも訪問系サービスの「居宅介護」、「重度訪問介護」、「生活介護」や日中活動系サービスの「自立訓練」、「ショートステイ」などのニーズが高くなっています。また、障害児支援サービスも同様に、「児童発達支援」をはじめ、子どもの健やかな育成と保護者が安心できる質の高いサービスの提供が求められています。

3) 障がい者の要望

- ①トイレを利用しやすいように改修してほしい
- ②ショートステイを利用できるようにしてほしい

4) 回収結果

対象者	対象者	回収数	回収率 (%)
60歳未満	35	22	62.8
60歳以上	141	80	56.7
計	176	102	57.9

2. 第4次障害者計画の評価

計画の達成状況を確認するために、平成27年3月に策定した「第4次小値賀町障害者計画」の施策ごと評価を行いました。施策の方向性と令和元年度の実績等を比較して、A：目標達成、B：進捗している（平成26年度実績値より増加又は同等）C：進捗していない（平成26年度実績値より低下）の3段階として、事業を分類しています。

(1) 啓発・広報

A	B	C
		○

障害者週間（12月3日～9日）において、十分な周知が出来ていないことや、ボランティアの育成も十分でないことから、C評価としています。

(2) 保健・医療

A	B	C
	○	

母子保健対策では、保健師による訪問活動等により概ね達成できているが、医療、リハビリ、難病対策、医療体制の充実等については、十分とは言えないため、B評価としています。

(3) 教育・育成

A	B	C
	○	

地域において、障がい者を理解してもらうための社会教育、福祉教育が十分実施されていませんが、講演会等を実施していることもあり、B評価としました。

(4) 雇用・就労

A	B	C
		○

雇用・就労については、就労の機会と就労に向けた研修機会を確保するとしていましたが、実施されていないことからC評価としています。

(5) 生活・環境

A	B	C
○		

公共施設、公共交通機関等のバリアフリー化については、アンケートでは不十分であるとの意見もありますが、概ね達成できているとしてA評価としています。

(6) 福祉

A	B	C
	○	

障がい者を取り巻く環境も、「障害者自立支援法」から、現在は「障害者総合支援法」に変わるなど、目まぐるしい変化をしています。そのような中で、福祉サービスの質の向上を求められています。特に多様化するニーズに応えるため地域における相談相手の連携は必要不可欠であるため関係機関による協議が必要となりますが、その点は随時開催されていますが、マンパワーの養成・確保については十分でないことからB評価としています。

(7) スポーツ・文化

A	B	C
		○

スポーツ活動及び文化活動への参加については、町内外の催し物等への参加が出来ていないことから、C評価としました。

(8) 身体障害者福祉協会の設置

A	B	C
	○	

身体障害者福祉協会については、設置に向けての協議を実施したが、前向きな話はあったが設置に至らなかった為、B評価としています。

(9) 避難支援体制の整備

A	B	C
	○	

災害時における障害者の避難支援体制の整備については、要支援者名簿の作成はできたが、施設整備は実施できていないことからB評価としました。

(10) 障害のある子どもへの支援体制の確保

A	B	C
	○	

障害のある子どもへの支援体制については、令和元年度に作成された「小値賀町子ども・子育て支援事業計画」と連携し、障害児通所支援等の事業を実施することができましたが、支援体制の構築については十分でないことからB評価としています。

3. 第5期障害福祉計画の評価

計画の達成状況を確認するために、平成30年3月に策定した「第5期小値賀町障がい福祉計画」の障害福祉サービス及び地域生活支援事業について、計画の令和2年度見込み量と令和元年度の実績等を比較して、A：目標達成、B：進捗している（平成29年度実績値より増加又は同等）、C：進捗していない（平成29年度実績値より低下）の3段階として、事業を分類しています。

(1) 障害福祉サービス等

1) 訪問系サービス

①居宅介護（ホームヘルプサービス）

A	B	C
○		

令和2年度の利用人数を1人としていたが、現在1人の方の利用があることからA評価としています。

②重度介護訪問

A	B	C
	○	

目標値が0で、実績も0のためB評価としています。

③行動援護

A	B	C
	○	

目標値が0で、実績も0のためB評価としています。

④同行援護

A	B	C
○		

目標値に達しており、また、事業も円滑に実施されているためA評価としています。

⑤重度障害者等包括支援

A	B	C
	○	

目標値が0で、実績も0のためB評価としています。

2) 日中活動系サービス

①生活介護

A	B	C
	○	

目標値には届いていませんが、概ねの事業が円滑に実施されているためB評価としています。

②自立訓練（機能訓練）

A	B	C
	○	

目標値は設定していませんが、概ねの事業が円滑に実施されているためB評価としています。

③自立訓練（生活訓練）

A	B	C
	○	

目標値には届いていませんが、概ねの事業が円滑に実施されているためB評価としています。

④就労移行支援

A	B	C
	○	

目標値には届いていませんが、概ねの事業が円滑に実施されているためB評価としています。

⑤就労継続支援A型

A	B	C
○		

目標値に達しており、また、事業も円滑に実施されているためA評価としています。

⑥就労継続支援B型

A	B	C
○		

目標値に達しており、また、事業も円滑に実施されているためA評価としています。

⑦療養介護

A	B	C
	○	

目標値には届いていませんが、概ねの事業が円滑に実施されているためB評価としています。

⑧短期入所

A	B	C
	○	

目標値は設定していませんが、概ねの事業が円滑に実施されているためB評価としています。

3) 居住系サービス

①共同生活援助（グループホーム）

A	B	C
○		

町外の施設利用ではありますが、目標値をクリアしているためA評価としています。

②施設入所支援

A	B	C
○		

町外の施設利用ではありますが、目標値をクリアしているためA評価としています。

③自立生活援助

A	B	C
	○	

目標値には届いていませんが、概ねの事業が円滑に実施されているためB評価としています。

4) 相談支援

①計画相談支援

A	B	C
○		

目標値をクリアしており、また、事業が円滑に実施されているため、A評価としています。

②地域移行支援

A	B	C
	○	

目標値には届いていませんが、概ねの事業が円滑に実施されているためB評価としています。

③地域定着支援

A	B	C
	○	

目標値には届いていませんが、概ねの事業が円滑に実施されているためB評価としています。

(2) 地域生活支援事業

1) 相談支援事業

A	B	C
○		

目標値をクリアしており、また、事業が円滑に実施されているためA評価としています。

2) コミュニケーション事業

A	B	C
	○	

目標値には届いていませんが、概ねの事業が円滑に実施されているためB評価としています。

3) 日常生活用具給付事業

A	B	C
○		

目標値をクリアしており、また、事業が円滑に実施されているためA評価としています。

4) 移動支援事業

A	B	C
○		

目標値をクリアしており、また、事業が円滑に実施されているためA評価としています。

5) 地域活動支援センター事業

A	B	C
○		

目標値をクリアしており、また、事業が円滑に実施されているためA評価としています。

(3) 障害児通所支援サービス等

1) 障害児通所支援

①児童発達支援

A	B	C
○		

目標値をクリアしており、また、事業が円滑に実施されているためA評価としています。

②医療型児童発達支援

A	B	C
		○

目標値は設定していませんが、実績がなく地域内に利用施設がないため進捗していないと判断してC評価としています。

③放課後等ディサービス

A	B	C
		○

目標値は設定していませんが、実績がなく地域内に利用施設がないため進捗していないと判断してC評価としています。

④保育所等訪問支援

A	B	C
		○

目標値は設定していませんが、実績がなく地域内に利用施設がないため進捗していないと判断してC評価としています。

2) 障害児相談支援

①障害児相談支援

A	B	C
○		

目標値はクリアしており、また、事業が円滑に実施されているためA評価としています。

障がい者とともに生きる町づくり

地域で支え合う障がい者対策

平成25年4月から施行された障害者総合支援法は、地域社会における共生の実現に向けて、障がい者の日常生活や社会生活を総合的に支援するため、障害福祉サービスや地域生活支援等の充実を図ることを主な目的としています。

平成23年成立の改正障害者基本法を踏まえて、障害者総合支援法では「障害の有無に関わらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重される」との基本理念が明記されました。

また、改正障害者基本法で示されている「共生社会の実現」、「社会参加の機運と確保」、「可能な限り身近な場所で必要な支援を受けられること」、「どこで誰と生活するかについて選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと」、「日常生活や社会生活での障壁となるような制度、慣行等の除去」といった考え方を基本理念として規定しています。そして、平成30年に改正された障害者総合支援法及び児童福祉法では、障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細やかに対応するための支援の拡充が新たに明記されました。

このような法の理念・目的を受けて、また、小値賀町基本計画の基本理念「ふれあいとやすらぎのまち・・・福祉のまちづくり」を基盤に、前計画の「障がい者とともに生きる町づくり」を継承し、「地域で支え合う障がい者対策」を目的として、「小値賀町障がい者計画（令和3年度～令和8年度）及び小値賀町障がい福祉計画（第6期）、小値賀町障がい児福祉計画（第2期）」を策定しました。

第4章 重点施策

障がい者が住み慣れた地域で自立して暮らし続けるために、障がい者の日常生活を支え、社会的な活動を支援することはもとより、障がい者が日々の生活を営み、親亡き後も安心して過ごせる生活を実現するために下記事項を重点的に進めていきます。

- (1) 障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業等の供給体制の整備
 - ・障がい者等が必要とする障害福祉サービス等の支援について、障がい者等の自己決定及び意思決定を尊重すると共に、障害福祉サービス等の提供を担う人材を確保する等支援体制の整備を進めます。
- (2) 障害福祉サービスの対象となる障がい者等への周知の徹底
 - ・身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者等と障害福祉サービスを受けることの出来る対象者の範囲等について、また、発達障がい者、高次脳機能障がい者が精神障がい者に含まれる等の周知を強化します。
- (3) 障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムの実現
 - ・入所施設や精神科病院等からの地域生活への移行に向けての検討、地域生活の継続の支援を図るための地域生活支援の拠点づくり、地域の社会資源の活用を通じた地域全体で支えるシステムの実現を目指します。
- (4) 障がい児の健やかな育成のための発達支援
 - ・障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援及び障害児相談支援の充実を図ります。また、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容(インクルージョン)を推進します。

第5章 実施施策

1. 啓発・広報

障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して生活していくためには、地域住民の理解が最重要であることから、広報誌による啓発活動に努めます。

2. 医療・保健

保健・医療資源の適正な配置を図り、健康増進から疾病の予防及びリハビリテーションにいたる総合的な保健医療の体制強化に努めます。

3. 教育・育成

障がいのない人も障がい者の人格を尊重し、障がい者を正しく理解することができるよう、福祉教育の推進に努めます。

4. 雇用・就労

多くの障がい者が働く機会を求めているのに対し、雇用・就労状況は依然として厳しい状況にあります。障がい者がその適正な能力に応じて職業を持つことは、障がい者自身が経済的に自立できるばかりでなく、生きてゆく自信を与えてくれるものであることから、障がい者雇用についての理解が深まるよう、事業主や地域の方々に啓発し、就労しやすい環境づくりに努めます。

5. 生活・環境

家庭の1人暮らしが不安な障がい者のためのグループホーム等の住環境を整備し、親が亡くなった後でも地域で生活できるよう努めます。第4次小値賀町総合計画においても、障害者住宅建設（1棟5戸）を成果目標として掲げています。

6. 福祉

障がい者の自己決定の尊重、障がい者本位のサービスの提供を基本としながら、障がいのある人ができるだけ自立して生活が送れるよう現在の障害福祉サービスを維持しつつ、更なる質の向上に努めます。また、多様化する福祉ニーズに応えるため、専門知識・技術を要する職員の養成と確保を図ります。

7. スポーツ・文化

身体障害者福祉協会の協力を得て、町内外で実施される、スポーツ大会や文化活動に参加できる体制づくりに努めます。

8. 身体障害者福祉協会の設置

町内に居住する身体障がい者（児）の安定と福祉の推進を図るため、様々な事業を実施し、身体障がい者の自立や社会参加を支援していけるよう、身体障害者福祉協会の設置に努めます。

9. 災害時における避難支援体制の整備

災害時要援護者と言われる障害者や高齢者等の避難体制の整備が急務となされる中、特に障がい者においては支援者の確保が難しいことから、災害時における連絡体制や施設整備を含め効率的な避難体制の確保を進めます。

10. 障がいのある子どもへの支援体制の確保

「小値賀町子ども・子育て支援事業計画」と連携し、児童福祉法に基づく障害児通所支援等の専門的支援体制の確保、ライフステージに沿った切れ目のない一貫した支援体制の構築に努めます。

～～小値賀町障がい福祉計画編～～

第6章 障害福祉サービス等の目標

1. 重点項目の目標

施設入所者の地域生活への移行、福祉施設利用者の一般就労への移行等を計画的に進めるために、令和5年度の数値目標を以下のように設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	人数	考え方
施設入所者数 (A)	15人	令和元年度末時点の入所者数
目標年度の施設入所者数 (B)	13人	令和5年度末の施設入所者数
【目標値】削減見込(A-B)	2人 (13.3%)	差引減見込数
【目標値】地域生活移行者数	2人	施設入所からグループホームへの移行見込み

(2) 入院中の精神障がい者の地域への移行

数値目標については、都道府県のみを設定となるため、本町独自には設定しませんが、県の目標数値を踏まえながら、関係機関と連携し、入院中の精神障がい者の地域における生活に移行するための活動に関する計画相談支援等の障害福祉サービスの充実に努めます。

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障がい者の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり等）の集約等を行う拠点（地域生活支援拠点）及び機能を担う体制を充実させるために、年一回以上の運用状況の検証、検討をすることを目標とします。

	数値	説明
目標値	1箇所	上五島圏域において、面的な体制で整備する地域生活支援拠点の機能充実を目指す。
目標値	1回	運用状況の検証、検討を年一回以上行うことを目標とする。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

項目	人数	考え方
一般就労移行者数	0人	令和元年度において施設を退所し、一般就労した人の数
【目標値】 一般就労移行者数	1人	平成5年度において施設を退所し、一般就労する人の数

(5) 障害児支援体制の整備

障がいのある子どもとその保護者に対しては、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制を確保することが重要です。「小値賀町子ども・子育て支援事業計画」と調和を保ち、障がいのある子どもに対する専門的な支援を確保します。

本町においては、障害児支援の提供体制の整備等について、以下の目標を定めます。

①重層的な地域支援体制の構築をめざすための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

	説明
目標	令和5年度末までに、上五島圏域において児童発達支援センターを1箇所設置する。
目標	令和5年度末までに、上五島圏域において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。

②主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

	説明
目標	令和5年度末までに、上五島圏域において主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後デイサービス事業所を1箇所以上確保する。

③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

	説明
目標	小値賀町障害者自立支援協議会を協議の場として位置づけ、必要な支援体制の検討及び構築を目指す。

(6) 計画相談の連携強化

計画相談支援については、第6期計画期間に作成対象者全員の計画を策定できるよう、障害福祉サービス事業所、相談支援事業所と連携を強化し、実施に向けて努めます。

(7) 障害者虐待防止

障がいのある人の権利擁護を推進するため、相談窓口や事業等の周知・啓発活動を進めるとともに、日常生活上の法的問題等への対応を強化します。

また、障がいのある人に対する虐待の周知・啓発を図るとともに、虐待の早期発見・早期対応できる体制を確立するため、関係機関と連携して体制を構築します。

(8) 地域包括ケアシステムの充実

精神障害者が地域に一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム」を令和5年度末までに構築することを目指す。

	説明
目標	地域ケア会議を協議の場として位置づけ、必要な支援体制の検討及び構築を目指す。

2. 障害福祉サービスの見込量

第6期障がい福祉計画では、令和3年度から令和5年度までの障害福祉サービスのサービス見込量を以下のとおりとします。

見込みの数値は、人口や障がい者数の見込み、現在のサービス利用状況、利用者ニーズ及び障害福祉サービス事業所の提供体制により設定しました。

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスは、主に在宅で訪問を受け利用するサービスです。

【事業内容】

① 居宅介護（ホームヘルプ）【介護給付】

居宅介護の支給が必要な人に対し、自宅で入浴や排泄、食事等の介護を行います。

② 重度訪問介護【介護給付】

重度の肢体不自由者・知的障がい者・精神障がい者で常に介護が必要な人等を対象に、自宅において入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。

③ 行動援護【介護給付】

知的障がいや精神障がいにより、自己判断能力が制限されている人が行動する際に、生じ得る危険を回避するための援護や外出時における移動中の介護を行います。

④同行援護【介護給付】

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。

⑤重度障害者等包括支援【介護給付】

寝たきり状態等の介護の必要性がとても高い人等を対象に、居宅介護等の複数のサービスを組み合わせて包括的に支援を行います。

【見込量】

サービス	数量	3年度	4年度	5年度
居宅介護 重度訪問介護 行動援護	利用者数 (人)	2	2	2
同行援護 重度障害者等包括支援	サービス見込量 (時間/月)	50	50	50

【サービス確保のための方策】

利用者のニーズに即した適正な支給決定を行います。また、サービスを必要とする人が適切に利用できるようにサービスの周知に努めます。

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスは、入所施設等で昼間の活動を支援するサービスです。

【事業内容】

①生活介護【介護給付】

常に介護等の支援が必要な人に対し、食事や入浴、排泄等の介護や、軽作業等の生産活動や創作的活動の機会を提供するなど、身体能力、日常生活能力の維持・向上を図るための支援を行います。

② 自立訓練（機能訓練）【訓練等給付】

地域生活を営む上で、一定の支援が必要な身体障がい者に対し、身体能力・生活能力の維持・向上等のための歩行訓練や家事等の訓練を行います。また、日常生活上の相談支援や関係サービス機関との連絡調整等の支援を行うなど、地域生活への移行に向けた支援を行います。

③ 自立訓練（生活訓練）【訓練等給付】

地域生活を営む上で一定の支援が必要な知的障がい者・精神障がい者に対し、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援を行います。また、日常生活上の相談支援や関係サービス機関との連絡調整等の支援を行うなど、地域生活への移行に向けた支援を行います。

④ 就労移行支援【訓練等給付】

一般就労等を希望している人に対し、事業所内での作業や実習、適性にあった職場探しなど、一定期間、就労と職場定着に必要な支援を行います。

⑤ 就労継続支援A型（雇成型）【訓練等給付】

一般企業での就労が困難な人等に対し、雇用契約に基づく就労機会の提供や生産活動に必要な知識・能力向上のための訓練など、就労に向けた支援を行います。

⑥ 就労継続支援B型（非雇成型）【訓練等給付】

一般企業等の雇用に結びつかない人や一定年齢に達している人等に対し、雇用契約を結ばない就労機会の提供や生産活動に必要な知識・能力向上のための訓練など、就労に向けた支援を行います。

⑦ 療養介護【介護給付】

病院等への長期の入院による医療的ケアと常時の介護を必要とする人に対し、病院等において食事や入浴等の介護を行うとともに、日常生活上の相談支援やレクリエーション活動等の社会参加活動支援、声かけ等のコミュニケーション支援など、身体能力や日常生活能力の維持・向上に向けた支援を行います。

⑧ 短期入所【介護給付】

自宅で介護を行う人が病気等の場合、短期の入所による入浴、排泄、食事の介護等を行います。障害者支援施設等において実施する福祉型と、病院、診療所、介護老人保健施設において実施する医療型があります。

【見込み量】

サービス	数量	3年度	4年度	5年度
生活介護	利用者数（人）	20	20	20
	サービス見込量（人日／月）	210	210	210
自立訓練 （機能訓練）	利用者数（人）	0	0	0
	サービス見込量（人日／月）	0	0	0
自立訓練 （生活訓練）	利用者数（人）	1	2	2
	サービス見込量（人日／月）	22	44	44
就労移行支援	利用者数（人）	1	1	1
	サービス見込量（人日／月）	22	22	22
就労継続支援 A型	利用者数（人）	3	3	3
	サービス見込量（人日／月）	66	66	66
就労継続支援 B型	利用者数（人）	5	5	5
	サービス見込量（人日／月）	100	100	100
療養介護	利用者数（人）	0	1	1
	サービス見込量（人日／月）	0	365	365
短期入所 （福祉型）	利用者数（人）	0	0	0
	サービス見込量（人日／月）	0	0	0
短期入所 （医療型）	利用者数（人）	0	0	0
	サービス見込量（人日／月）	0	0	0

【サービス確保のための方策】

町外のサービス提供事業所の動向を把握しながら、利用者のニーズに応じたサービス提供体制の確保を図ります。

(3) 居住系サービス

居住系サービスは、入所施設等で住まいの場を提供するサービスです。

【事業内容】

①共同生活援助（グループホーム）【訓練等給付】

共同生活を行う住居で、日常生活上の相談や援助、入浴や排泄、食事の介護等を行います。

②施設入所支援【介護給付】

介護が必要な人や通所が困難な障がい者で、生活介護、自立訓練や就労移行支援のサービスを利用している人に対して、居住の場を提供し、夜間における入浴や排泄、食事の介護等を行います。

【見込量】（年間）

サービス	数量	3年度	4年度	5年度
共同生活援助 （グループホーム）	利用者数（人）	13	14	15
施設入所支援	利用者数（人）	15	14	13

【サービス確保のための方策】

施設入所者の地域生活への移行等を勘案しながら、必要な実施体制と見込量の確保に努めます。

(4) 相談支援

サービスの利用決定プロセスに位置付けられ、総合的相談支援を行います。平成24年4月に「地域相談支援」が制度化され、「地域相談支援」は入所施設等から地域生活移行する人の支援を行う「地域移行支援」と、地域移行した単身者等を支援する「地域定着支援」となります。

【事業内容】

①計画相談支援

障害福祉サービスの利用にあたり、個々のニーズや状態に応じて、必要なサービスが利用できるようケアマネジメントを行います。制度改正により平成24年4月からきめ細かく支援するために利用者全員の計画相談を実施することになりました。

②地域移行支援

障害者支援施設や精神科病院に長期入所等している人が地域での生活に移行するための準備に必要な同行支援・入居支援等を行います。

③地域定着支援

居宅で1人暮らしをしている人に対して、夜間等も含め緊急時における連絡・相談等の必要な支援を行います。

【見込量】

サービス	数量	3年度	4年度	5年度
計画相談支援	利用者数（人／月）	28	28	28
地域移行支援	利用者数（人／年）	0	1	1
地域定着支援	利用者数（人／年）	0	1	1

【サービス確保のための方策】

医療機関や障害福祉サービス事業所、相談支援事業所などと連携し、必要な支援を行います。

3. 地域生活支援事業の見込量

第6期障がい福祉計画では、令和3年度から令和5年度までの地域生活支援事業のサービス見込量を以下のとおりとします。

見込みの数値は、障害福祉サービスと同様に、人口や障がい者数の見込み、現在のサービス利用状況、利用者ニーズ及びサービス提供事業所の提供体制により設定しました。

(1) 必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。

【見込量】

	単位	3年度	4年度	5年度
理解促進研修・啓発事業	有無	有	有	有

【サービス確保のための方策】

障がいのある人に対する住民の理解を深めるため、広報等を活用した啓発活動を行います。

② 自発的活動支援事業

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。

【見込量】

	単位	3年度	4年度	5年度
自発的活動支援事業	有無	有	有	有

【サービス確保のための方策】

障がいのある人、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（災害対策、ボランティア活動等）を支援します。

③ 相談支援事業

障がい者や家族等の介助者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障害福祉サービスの利用支援等必要な支援を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がい者の権利擁護のために必要な援助等を行います。

【見込量】

	単位	3年度	4年度	5年度
障害者相談支援事業	箇所	1	1	1

【サービス確保のための方策】

地域自立支援協議会を活用し、中立・公平な相談支援事業を実施するとともに、地域の関係機関の連携強化等を推進します。

④ 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用の観点から、成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、申し立てに要する経費及び後見人等の報酬等の全部又は一部を助成します。

【見込量】（年間）

	単位	3年度	4年度	5年度
成年後見制度利用支援事業	人	0	1	1

【サービス確保のための方策】

広報等により、成年後見制度の周知を図ります。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行います。

【サービス確保のための方策】

利用の希望があった場合、検討・対応を行います。

⑥ 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に対し、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行うなど、意思疎通を円滑にするための支援を行います。

【見込量】（年間）

	単位	3年度	4年度	5年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	人*	2	2	2
手話通訳者設置事業	人	0	0	0

※延べ人数

【サービス確保のための方策】

手話通訳者、要約筆記者派遣事業においては、対象者に事業の周知を行うとともに、一般社団法人長崎県ろうあ協会への委託により、派遣事業を行います。

⑦ 日常生活用具給付等事業

障がい者に対して、日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図ります。

【見込量】

	単位	3年度	4年度	5年度
介護・訓練支援用具	件	1	1	1
自立生活支援用具	件	1	1	1
在宅療養等支援用具	件	1	1	1
情報・意思疎通支援用具	件	1	1	1
排泄管理支援用具	件	36	36	36
居宅生活動作補助用具	件	1	1	1

【サービス確保のための方策】

日常生活用具を必要とする障がい者等に対して、適切な支給を行うことで、日常生活上の便宜を図っていきます。

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある人との交流活動の促進や広報活動等、障がい者に対する支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。

【サービス確保のための方策】

ニーズに応じて検討します。

⑨ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者に対して、社会生活上必要な外出及び余暇活動等の社会参加を目的とした外出時の移動を支援します。

【見込量】（年間）

	単位	3年度	4年度	5年度
移動支援事業	実利用者数	3	3	3
	時間	180	180	180

【サービス確保のための方策】

町外のサービス提供事業所の動向を把握しながら、利用者のニーズに応じたサービス提供体制の確保を図ります。

⑩ 地域活動支援センター事業

障がい者が通い、地域の実情に応じて、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の機会を提供します。

【見込量】

	単位	3年度	4年度	5年度
地域活動支援センター事業	か所	1	1	1

【サービス確保のための方策】

利用者の状況に応じた多様なサービス提供の確保を図ります。

(2) 任意事業

①訪問入浴サービス

訪問により居宅において入浴サービスを提供し、障がい者等の身体の保持、心身機能の維持等を図ります。

【サービス確保のための方策】

ニーズに応じて検討します。

②スポーツ・レクリエーション教室開催等

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がい者等の健康づくりや交流、余暇活動の充実を図るため、各種スポーツ・レクリエーション教室や障がい者スポーツ大会などを開催します。

【サービス確保のための方策】

ニーズに応じて、検討・実施します。

③成年後見制度普及啓発

成年後見制度の利用を促進のための普及啓発を行い、障害者の権利擁護を図ります。

【サービス確保のための方策】

サービスを必要とする人に行き届くよう周知します。

④障害者虐待防止対策支援

障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、連携協力体制の整備、普及啓発等を行います。

【サービス確保のための方策】

関係機関と連携し、充実に努めます。

4. 児童福祉法に基づくサービスの見込量

第6期障がい福祉計画では、令和3年度から令和5年度までの児童福祉法に基づくサービスの見込量を以下のとおりとします。

見込みの数值は、障害福祉サービスと同様に、人口や障がい者数の見込み、現在のサービス利用状況、利用者ニーズ及びサービス提供事業所の提供体制により設定しました。

(1) 障害児通所支援

障害児通所支援には、児童発達支援、医療型児童発達、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援があります。

【事業内容】

①児童発達支援

未就学の障がいのある子どもに日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。

②医療型児童発達支援

未就学の障がいのある子ども（上肢・下肢または体幹の機能に障がいのある児童）に児童発達支援及び治療を行います。

③放課後等デイサービス

就学中の障がいのある子どもに、授業終了後又は夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等を行います。

④保育所等訪問支援

保育所等に通う障がいのある子どもに、その施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

(2) 障害児相談支援

障害福祉サービス、障害児通所支援を利用するすべての障がいのある児童を対象に、支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画・障害児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。

【見込量】

区分	サービス	単位	3年度	4年度	5年度
障害児通所支援	児童発達支援	利用者数（人）	1	1	1
		サービス見込量 （人日／月）	10	10	10
	医療型児童発達支援	利用者数（人）	0	0	0
		サービス見込量 （人日／月）	0	0	0
	放課後等デイサービス	利用者数（人）	1	1	1
		サービス見込量 （人日／月）	23	23	23
	保育所等訪問支援	利用者数（人）	0	0	0
		サービス見込量 （人日／月）	0	0	0
	障害児相談支援	利用者数（人）	1	1	1

【サービス確保のための方策】

町内にサービス提供事業所がないため、町外のサービス提供事業所の動向を把握しながら、利用者のニーズに応じたサービス提供体制の確保を図ります。

～～参考資料編～～

○小値賀町障害者自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の2の規定に基づき、地域の障害福祉に関する関係者の連携及び相談支援事業をはじめとする障害者支援のシステムづくりに関する協議を行うため、また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）第17条第1項の規定に基づき、本町において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消する取組を効果的かつ円滑に行うため、小値賀町地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について、必要と認めるときに会議を開催し協議を行う。

- (1) 相談支援の協議、調整に関すること。
- (2) 地域課題や困難事例への対応のあり方に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワークの構築に関すること。
- (4) 障害者計画及び障害福祉計画等の策定等に関すること。
- (5) 障害者等、保護者又は介護者に係る状況の把握等に関すること。
- (6) 障害者差別解消法第17条の規定に基づき組織される障害者差別解消支援地域協議会（以下「地域協議会」という。）が行う同法第18条第1項から第2項までに規定する事務に関すること。
- (7) その他障害者の自立と社会参加に関すること。

(協議会委員)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 障害者当事者又は障害者団体等の代表者
- (2) 相談支援事業等障害福祉サービスを担う関係者
- (3) 福祉関係機関、保健・医療機関、教育機関、雇用関係機関
- (4) 関係行政機関
- (5) その他町長が必要と認める者

(役員)

第4条 協議会に会長1名及び副会長1名を置く。

2 会長は、会員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長の指名した委員をもって充て、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉事務所において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱の施行の日以降最初に招集される協議会の会議は、第6条の規定にかかわらず、町長が招集する。

附 則 (平成28年12月27日告示第29号)

この要綱は、公布の日から施行する。

小値賀町障害者自立支援協議会委員名簿

氏名	団体名	性別	選出範囲別	任期	備考
藤 松 功	障害者当事者	男	要綱第3条第1号	2年	
江 川 勉	社会福祉協議会	男	要綱第3条第2号	2年	
岩 本 博 之	憩いの家	男	要綱第3条第2号	2年	
谷 直 人	地域包括支援センター	男	要綱第3条第2号	2年	
栗 原 隆 二	国民健康保険診療所	男	要綱第3条第3号	2年	
松 永 実 紀	健康管理センター	女	要綱第3条第3号	2年	
岩 坪 清 洋	教育委員会	男	要綱第3条第3号	2年	
松 尾 孝	商 工 会	男	要綱第3条第3号	2年	
柄 本 睦 規	住 民 課	男	要綱第3条第4号	2年	
川 畑 富 美 子	家 族 会	女	要綱第3条第5号	2年	

事務局（福祉事務所）

職 名	氏 名	備 考
所 長	前 田 達 也	
班 長	山 田 俊 宏	
係 長	高 口 潤	
主 事	村 田 啓 祐	

小値賀町障がい者計画
小値賀町障がい福祉計画

発行日 令和3年2月

発行 小値賀町 福祉事務所

〒857-4701 長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷 2376 番地 1
電話 (0959) 56-3111
